

山形市ごみ集積所カラス対策用ネットの支給に関する要綱

(目的及び支給)

第1条 市長は、地域の環境美化を図るため、ごみ集積所（山形市ごみ集積所の設置及び維持管理に関する要綱（平成21年10月1日施行）第5条第1項の規定による承認の決定を受けて設置されているごみ集積所をいう。以下同じ。）を維持管理する町内会に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内でカラス対策用ネット（以下「ネット」という。）を支給する。

(支給枚数)

第2条 支給するネットの枚数は、ごみ集積所を維持管理する町内会の必要とする枚数とする。

(支給の制限)

第3条 市長は、この要綱の規定に基づきネットの支給を受けた町内会で、当該支給を受けた日から起算して3年を経過していないものに対し、当該支給に係るごみ集積所につき、ネットを支給しないものとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(支給申請等)

第4条 ネットの支給を受けようとする町内会は、ごみ集積所カラス対策用ネット支給申請書（別記様式）により、市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえネットの支給の可否を決定し、その内容を当該申請を行った町内会に通知するとともに、支給することを決定した町内会に対しては、当該決定に係る枚数のネットを支給するものとする。

(使用責任者等)

第5条 前条第2項の規定により支給の決定を受けた町内会の代表者又は担当者は、ネットの使用責任者（以下「使用責任者」という。）となるものとし、使用責任者は、ごみ集積所の利用者等に対し、次に掲げる事項を遵守させるよう努めるものとする。

- (1) ネットを清潔に保ち、破損等に注意して丁寧に扱うなど、適正に使用すること。
- (2) ネットを歩行者等の通行に支障がないように収集時以外は速やかに片付け、盗難等のおそれがないように留意すること。

(3) ネットをごみ集積所のカラス対策の目的以外の目的に使用し、転貸し、又は売却をしないこと。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ネットの支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に残存するこの要綱による改正前の山形市ごみ集積所カラス対策用ネットの支給に関する要綱に定める様式に基づいて作成した用紙は、この要綱による改正後の山形市ごみ集積所カラス対策用ネットの支給に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に残存するこの要綱による改正前の山形市ごみ集積所カラス対策用ネットの支給に関する要綱に定める様式に基づいて作成した用紙は、この要綱による改正後の山形市ごみ集積所カラス対策用ネットの支給に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。